

番号	質問タイトル	質問内容詳細	回答
1	著作権	「本業務により生じた成果物の著作権は、公益財団法人児童育成協会に帰属する。」とのことですが、他の研修会等での転用が可能でしょうか。	<p>→eラーニングのコンテンツ等の転用は可能です。</p> <p>転用をするため、著作権を当協会が帰属できない場合は、その理由を企画提案書に記載していただき、所要額も転用を前提としたものとしてください。</p> <p>なお、「本業務により生じた成果物」は、本業務のために作成した、受講者管理データ、アンケート、eラーニングの効果測定結果、修了者名簿、当事業独自仕様のコンテンツ等を想定しております。</p>
2	修了証	「修了証をダウンロードで発行してもいいか」	<p>→保育安全研修に限り、修了証のダウンロードでの発行は「可」とさせていただきます。</p>
3	コンテンツの完成時期	研修開始時には全ての科目のコンテンツが完成している必要はありますか？	<p>→その必要はございません。完成した科目から順次研修を開始してください。</p>